平成２９年（フ）第１３３８号
神奈川県藤沢市菖蒲沢798番地の７　ファミーユ湘南102
債務者　藤井　宏子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８６号
東京都多摩市永山４丁目２番地14―101
債務者　内田　一彦
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８７号
東京都多摩市永山４丁目２番地14―101
債務者　内田　美佐（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８１９５号
東京都足立区竹の塚１丁目６―11―202
破産者　打木　孝之
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３号
東京都足立区佐野１丁目13―４
破産者　黒竹　正博
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３７号
東京都江東区住吉２丁目５―７
破産者　竹中寧こと　マウン　キヨウ　テイン
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８３３号
東京都世田谷区等々力２丁目29番13―Ｂ―102号
破産者　株式会社吐夢グリーン
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８８号
東京都板橋区仲町10―５
破産者　藤川　　雄
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１２号
東京都練馬区西大泉４丁目８番35号
破産者　有限会社ティーズ・リニュウアル
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１３号
神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４―８
破産者　永沼　拓成
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２５号
東京都世田谷区池尻３―19―４　ＴＡＫＡＲＡビル２階　Ｓｔｙｌｅ　ｄｅ　Ｊｕｎ、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区池上５丁目22番13号
破産者　合同会社Ｊ．Ｓ
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２６号
東京都大田区池上５丁目22―13　古山荘
破産者　佐藤　淳一
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２８号
東京都中央区東日本橋３丁目６番18号
破産者　アイ・エス・オー株式会社
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２９号
東京都江戸川区船堀３丁目５―７―2505
破産者　石田　義和
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６５号
東京都文京区本駒込２丁目26番12号
破産者　株式会社錢谷商会
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７２号
東京都八王子市鑓水12番地12
破産者　株式会社サクラツールサービス
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７３号
東京都新宿区四谷４丁目30番地　四谷ＴＳビル401号
破産者　株式会社フューチャープロジェクト
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９８７号
東京都板橋区前野町６丁目28番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区新田１丁目５番11号　リバーサイドユイ202
破産者　有限会社プロスパー
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１１号
東京都港区港南４丁目１番６号
破産者　株式会社アシストコーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１２号
茨城県日立市大沼町２丁目２―11―１
破産者　吉田　　弘
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部